

基準委員会規程

2016年9月6日制定

第1条 個人認証および企業認定にかかる基準等の策定および改定を行うために、基準委員会をおく。

- 2 個人認証にかかる基準等は、「個人認証の基準」、申請または審査の際に用いる規則および文書様式とする。
- 3 企業認定にかかる基準等は、「企業認定の基準」、申請または審査の際に用いる規則および文書様式とする。
- 4 ただし、資格制度運営委員会（以下、運営委員会という）が所掌する規程等は上記から除く。

第2条 基準委員会は5名以上10名以下の委員をもって構成する。

- 2 委員は運営委員会が選出する。
- 3 委員に欠員が生じた場合、運営委員会はこれを補充する。
- 4 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第3条 基準委員会に委員長1名をおく。

- 2 運営委員会は、前条に規定する委員の中から委員長を選任する。
- 3 委員長は、基準委員会の職務を管掌する。

第4条 基準委員会は、「個人認証の基準」および「企業認定の基準」の改定案を作成する。

- 2 「個人認証の基準」の改定にあたっては、基準委員会は個人認証審査委員会の意見を聴取した後、得られた意見を考慮して改定案を作成する。
- 3 「企業認定の基準」の改定にあたっては、基準委員会は企業認定審査委員会の意見を聴取した後、得られた意見を考慮して改定案を作成する。
- 4 基準委員会が作成した改定案に基づき、運営委員会は「個人認証の基準」および「企業認定の基準」を決定する。

第5条 基準委員会は、個人認証および企業認定にかかる申請または審査の際に用いる規則および文書様式を決定する。

- 2 個人認証にかかる申請または審査の際に用いる規則および文書様式の改定にあたっては、基準委員会は個人認証審査委員会の意見を聴取し、得られた意見を考慮する。
- 3 企業認定にかかる申請または審査の際に用いる規則および文書様式の改定にあたっては、基準委員会は企業認定審査委員会の意見を聴取し、得られた意見を考慮する。

第6条 運営委員会、個人認証審査委員会、および企業認定審査委員会は、基準委員会に対して基準等の策定または改定を提案することができる。

第7条 「個人認証の基準」および「企業認定の基準」の改定にあたっては、基準委員会は、その過程の公平性及び透明性を確保するため、その検討段階において事前に案を公表し、パブリック・コメントを求める等の必要な措置を講じる。

- 2 情報処理学会（以下、学会という）が「個人認証の基準」、個人認証の申請の際に用いる規則および文書様式を改定したときは、改定箇所を明示するとともに、改定された基準等の適用年度、経過措置の有無等の必要事項を学会のホームページ等の電子媒体により公告する。
- 3 学会が企業認定にかかる基準等を改定したときは、基準および、主要な規則および文書様式について改定箇所を明示するとともに、改定された基準等の適用年度、経過措置の有無等の必要事項を学会のホームページ等の電子媒体により公告する。

第8条 基準委員会は、所掌する基準等および運営委員会が定めた規則を3年毎にレビューする。

第9条 基準委員会の運営等についての必要な細則は別に定める。

第10条 この規程の改廃は、運営委員会の議を経て行う。

附則

この規程は、2016年9月6日から施行する。